

第三次地域福祉計画取り組み計画書（令和3年度）の修正

資料9（追加）

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
39	才. 介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業を円滑にすすめるため、生活支援コーディネーターを配置し、地域において関係組織・団体間で協議を深めながら同事業の充実を図ります。	○生活支援コーディネーターの配置	令和3年度中に市内3中学校にそれぞれ第2層協議体を設置し、地域の実情に応じた取り組みを推進する中で、必要に応じて第2層協議体に生活支援コーディネーターを配置する。 また、全市域の第1層協議体を設置すべく、社会福祉協議会と連携して、取り組みを進める。	人数（第2層）	R3年度末4名	高齢者支援課	51